

# ペットフード公正取引協議会のご案内

(Petfood Fair Trade Association)

1. 設 立 1974年(昭和49年)
2. 目 的 「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和37年制定)第31条第1項に基づき、公正取引委員会の認定を受けて、ペットフードの表示に関する事項を定めた『ペットフードの表示に関する公正競争規約』及び『ペットフードにおける景品類の提供の制限に関する公正競争規約』を円滑且つ適正に運営することを目的とし、公正競争規約の遵守及び普及・啓蒙のための活動を行っています。
3. 事 務 局 〒101-0041  
東京都千代田区神田須田町 2-3-16  
ユニゾ神田須田町二丁目ビル 9F  
TEL:03-5298-7321  
FAX:03-5298-7322  
E-mail:info@pffta.org
4. 会 長 小原 俊郎 (日本ペットフード株式会社)
5. 役 員 社 第 47 期・48 期(2021 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)役員  
[理 事] ペットライン株式会社  
マース ジャパン リミテッド  
日本ペットフード株式会社  
アイシア株式会社  
ドギーマンハヤシ株式会社  
日本ヒルズ・コルゲート株式会社  
ネスレ日本株式会社  
株式会社ペティオ  
ユニ・チャーム株式会社  
[監 事] いなばペットフード株式会社  
ロイヤルカナンジャパン合同会社
6. 会 員 数 71 社(2022 年 4 月 29 日現在)  
URL = <https://pffta.org/soshiki/member.html> に掲載
7. 受 賞 2014 年 6 月 16 日 景品表示適正化に貢献したとして、内閣府特命担当大臣より「景品表示適正化功績者」賞を授与されました。

# 公正競争規約とは



## 公正競争規約と公取協

### ＝景品表示法＝

1962年5月15日制定された「**不当表示防止法**」(以下「**景品表示法**」)は、**大きな景品付き販売や行為に対する排除命令**などを主な内容としています。

定された「**不当景品類及び下「景品表示法」**」は、①**過**不当表示の防止 ②**違反**令 ③**公正競争規約制度**

### ＝ペットフード安全法＝

2008年6月18日制定された「**愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律**」(以下「**ペットフード安全法**」)は、①**対象となるペットフード** ②**ペットフードの基準・規格の設定** ③**有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止** ④**ペットフードの廃棄等の命令** ⑤**製造業者等の届出** ⑥**帳簿の備付け** ⑦**報告徴収、立入検査**などを主な内容としています。

### ＝医薬品医療機器等法＝

2008年4月11日より施行された「**動物用医薬品等の範囲に関する基準について**」は、多種多様な**ペットフードやペット用サプリメント等**と称するものの販売等に際し、表示された**効能効果、用法用量等**から、**動物用医薬品等**として**医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)**の適用を受けるべき物であるかの判断を行う為、**具体的な取扱いの一層の明確化**を図るものです。

### ＝公正競争規約＝

公正競争規約は、景品表示法第31条の規定により、事業者または事業者団体が、**景品又は表示に関する事項について自主的に設定する業界のルール**です。  
法律そのものにおいては、各々の商品の具体的な表示基準や表示義務・表示方法は定められておらず、各事業者団体が、**自主規制を行なうための協定や規約を、公正取引委員会の認定を受けて締結・設定**することができるのです。

### ＝公正取引協議会（公取協）＝

こうして設定された公正競争規約は、**業界の自主規制機関**によって実際に運用されます。これが**公正取引協議会(以下 公取協)**です。公取協は、この規約に参加する**事業者及び事業者団体**をもって構成し、**規約の周知徹底・相談・指導、規約違反の調査、規約違反に対する措置、消費者からの苦情処理、法令などの普及、関係官公庁との連絡**などにあたっています。

現在、**ペットフードをはじめ、不動産や食料品、酒類、日用品、医薬品・化粧品、自動**

車などの業界で各々の公正競争規約に基づく公取協が設立され、各業界が自らの力で正しい表示に努めています。

## 公正競争規約のもたらすもの

### ＝行き過ぎた競争の抑制＝

販売競争が激化すると、行き過ぎた景品付き販売や大袈裟な表示が無限に拡大していきます。そのような業者間の対抗意識は無益で、それによってもたらされる相互不審は、業界全体に対する消費者の不信感にまで広がりかねません。

そこで、表示などに関する共通ルールの確立が必要になります。ルールができれば、それまで景品表示法上問題かどうか不明であった点が明確になります。そして、規約に照らして表示内容の確認ができるので、問題となる表示を未然に予防することができます。

こうしてルールを確立され、相互に守るという自主規制は、自分が守れば他も守るという保証によって、良識ある事業者が安心して事業活動に専念できることとなります。

### ＝実情に即した基準＝

公正競争規約は、よく実情を把握した業界によって作られ、その自主規制機関（公取協）により運用されるので、その内容は的確且つ効果的です。何がよくて何が悪いかが、現実には即して具体的に明文化されているので、それがその業界の明確なガイドラインとなります。

### ＝不当表示を問われない＝

公正競争規約の内容は、景品表示法の運用において業界の正常な商習慣として重要な判断基準となります。その結果、事業者が規約の内容を遵守している限り、不当表示として問われることなく安心して販売活動ができます。

公正競争規約は公正取引委員会によって認定されたものですから、これを守っていれば景品表示法違反で摘発されることは決してありません。また、独占禁止法や景品表示法を十分に知らなくても安心です。

一般的に業者間の共同行為（カルテル）は独占禁止法に違反する可能性も有りますが、公正取引委員会が認定した公正競争規約は、独占禁止法の適用除外になり、この規約に基づく行為は独占禁止法の規制手続きはとられません。

### ＝自主的（内部的）に処理＝

仮に規約に参加している事業者が規約に違反する行為をした場合でも、業界の自主規制である規約制度の趣旨を考量し、特に悪質な違反者の場合を除き、直ちに法律に基づく措置はとられず、公正競争規約による自主規制に委ねられます。従って、規約に参加している事業者は、まず内部的に措置を受けますので、すぐに公正取引委員会の排除命令を受けたりすることはありません。

### **＝アウトサイダー（公取協非会員事業者）にも影響力＝**

公正競争規約は、公取協の会員事業者だけではなく、アウトサイダー（公取協非会員事業者）に対しても影響力を持っています。

公正取引委員会が景品表示法により規制する場合、規約の内容をその業界の商習慣として認めて尊重し、景品表示法運用の判断基準の一つとして参考にするため、非会員事業者に対しても事実上規約規制が適用されることになり、アウトサイダーが規約に決められた表示をしていない場合、不当表示として排除命令の対象となることもあります。

### **＝消費者からの信用＝**

このようにして公正競争規約は、違反の防止という最大の目的を果たし、公正競争規約に参加している事業者は、ルールに従う事業者として消費者の信用を獲得します。

# ペットフード公正取引協議会 第48期事業計画

(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

## 1. 専門委員会

### ① 規約部会

- 新規約・施行規則に則った運用基準等の改定内容の検討、確定、会員への説明と周知徹底(説明会含む)
- 解説書(運用基準・事例集等を含む)作成

### ② 調査部会

- 試買検査会(年 2 回)の実施による公正競争規約、ペットフード安全法、及び薬機法に関する表示の遵守状況の調査と違反への対応  
今期開催予定地 : 長崎市・神戸市
- 公正競争規約違反の疑いに対する調査、評価、改善案の検討。違反表示の公表の検討
- ペットフード安全法、薬機法による表示の遵守状況の確認と適切な対応

### ③ 薬事協議対応部会

- 薬事表現に関するガイドライン・事例集改正の必要性の調査・検討
- 薬事表現に関するガイドライン・事例集の改定案の作成・周知等(説明会含む)
- 農林水産省及び関係自治体(主に東京都)との折衝及び情報収集

## 2. 事務局活動

- 公正競争規約に関する会員社及び外部機関、団体、行政、一般消費者等からの質問、相談、苦情への対応
- ペットフードの公正競争規約に関する対外的な啓発及び指導の実施
- 規約・施行規則の説明会の実施
- ペットフードの表示に係わるペットフード安全法、薬機法(消費安全局長通知及び課長通知等)を含む関連法令への対外的な質問への適切且正確な対応と違反の未然防止の為の啓発(説明会含む)
- 定時総会、理事会、各委員会の準備の実施、運営のサポート
- 外部関連団体との折衝、対応
- 業界紙を含めたメディアの記者との「記者懇談会」を必要に応じて開催。活動状況の報告や記者との意見交換等による積極的な発信力の強化
- 公正取引協議会の出納・会計管理